

秋、到来

10月に入りました。季節は、本格的な秋になりました。3年生は9月に修学旅行があり、また学校全体として9月末に体育大会があり、慌ただしい中でも様々な良い経験を積み上げたことと思います。

今月からは、多くの3年生が、進路先を決めるための大切な結合実習に行きます。1, 2年生も毎日の学校生活の中で、自分の課題に向けて取り組む日々を送ってほしいと思います。普段の姿が大切です。



進路セミナー 10月25日（金）開催



先日、案内しました通り、10月25日（金）午前、進路セミナーを学校で開催します。今年は、神戸市西区にある福祉工場あじさい（就労継続支援A型事業所）から企業講師をお迎えして、会社案内のほかに「就労継続支援A型事業所とは」「リネン工場で働くとは」などのお話をお聞きする予定です。本校卒業生の講師も、3社から3名をお呼びしています。働く現場の生の声をお聞きする良い機会です。保護者の皆様、ぜひご参加ください。なお当日は、1, 2年生対象の現場実習説明会も行われます。

知っておこう ～最低賃金の改正～

最低賃金制度とは、働くすべての人に、賃金の最低額を（最低賃金額）を保障する国の制度です。年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。最低賃金は、雇う上でも、働く上でも、最低限のルールです。使用者の方も、労働者の方も、必ず確認しましょう。

令和6年10月1日から、兵庫県の地域別最低賃金は、時間額1,052円に改定されました（昨年度比51円UP）。

最低賃金は、毎年10月1日に改定されます。今年度の改定の結果、特別支援学校高等部卒業の方のモデル的な働き方で換算すると、時給1052円×1日6時間×月22日（週5日）勤務で、月額収入が約13万円になります。ここから、税金・社会保険料が約2割差し引かれ、11万円ほどが手取りになるイメージになります。

知っておこう ～法定雇用率～

《解説》

◆民間企業の法定雇用率の段階的な引き上げ

障害者法定雇用率が2024年4月より2.5%になり、2026年7月からは2.7%へ引き上げられます。

| | 2024年3月まで | 2024年4月～ | 2026年7月～ |
|---------------------------|------------|----------|------------|
| 法定雇用率 | 2.3% | 2.5% | 2.7% |
| 雇用義務が対象となる企業の範囲 | 従業員43.5人以上 | 従業員40人以上 | 従業員37.5人以上 |
| 例) 企業規模300人の場合の障害者の必要雇用人数 | 6人 | 7人 | 8人 |

今年度新たに対象になる企業はもちろんですが、昨年度までは法定雇用率を達成していた企業でも、従業員数によっては、さらなる障害者の雇用が求められることになります。

雇用開発ひょうご 168号より(2024.7)

知っておこう ～訓練校～

本校卒業時の進路先として、障害者職業訓練校があります。訓練期間は、原則1年間です。訓練期間中に就職できた場合、1年に満たずに、訓練を終了する訓練校もあります。授業料は無料です。兵庫県には、3つの訓練校があります。訓練校のホームページで詳しい訓練内容を見たり、オープンキャンパスにも積極的に参加して、様々な進路先について知識を増やしておくことをお勧めします。

- 国立県営兵庫障害者職業能力開発校（伊丹の訓練校）総合実務科
- 兵庫県立障害者高等技術専門学院（玉津の訓練校）総合実務科
- 阪神友愛食品（株）能力開発センター（西宮の訓練校）食品流通科

* 阪神友愛食品株式会社は、兵庫県、阪神7市1町、コープこうべが出資した訓練校ですが、阪神7市1町（尼崎市、伊丹市、宝塚市、西宮市、川西市、芦屋市、三田市、猪名川町）に在住する方以外でも、自宅から自力通所ができる方は利用できます。